

教育・保育施設等の利用に関する実施基準

基本指数一覧

| 番号 | 状況 | | | 点数 |
|----|---------|-------------|--|----|
| | 類型 | 細目 | | |
| 1 | 居宅外労働 | 外勤 自宅外自営 | 月160時間以上の就労 | 10 |
| | | | 月140時間以上160時間未満の就労 | 9 |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就労 | 8 |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就労 | 7 |
| | | | 月80時間以上100時間未満の就労 | 6 |
| | | | 月64時間以上80時間未満の就労 | 5 |
| | 居宅内労働 | 自営 | 月160時間以上の就労 | 9 |
| | | | 月140時間以上160時間未満の就労 | 8 |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就労 | 7 |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就労 | 6 |
| | | | 月80時間以上100時間未満の就労 | 5 |
| | | | 月64時間以上80時間未満の就労 | 4 |
| | | 内職 | 月160時間以上の就労 | 8 |
| | | | 月140時間以上160時間未満の就労 | 7 |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就労 | 6 |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就労 | 5 |
| | | | 月80時間以上100時間未満の就労 | 4 |
| | | | 月64時間以上80時間未満の就労 | 3 |
| 2 | 出産 | 出産 | 出産前後2月 | 6 |
| 3 | 病気・障がい | 疾病 | 長期間入院、または入院を要するほどの重度の疾病を有し、常時安静が必要 | 10 |
| | | | 長期間の通院、加療を必要とする | 7 |
| | | 障がい | 身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを受けており、保育が困難 | 10 |
| | | | 身体障害者手帳3級、4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1を受けており、保育が困難 | 8 |
| | | | 身体障害者手帳5級、6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を受けており、保育が困難 | 6 |
| 4 | 看護・介護 | 看護・介護 | 臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付添のため、常時保育が困難 | 10 |
| | | | 月120時間以上の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難 | 7 |
| | | | 月120時間未満の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難 | 5 |
| 5 | 災害復旧 | 災害復旧 | 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合 | 10 |
| 6 | 求職活動中 | 起業準備中 | 起業の準備のため、1ヶ月64時間以上を要し、保育が困難 | 4 |
| | | 就労・求職活動中 | 1ヶ月64時間未満の就労かつ求職活動中 | 2 |
| | | 未就労・求職活動中 | 未就労で求職活動中 | 1 |
| 7 | 就学・職業訓練 | 就学・職業訓練 | 就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間以上授業や訓練を受けており、保育が困難 | 8 |
| | | | 就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間未満授業や訓練を受けており、保育が困難 | 7 |
| | | 通信教育 | 通信制大学、通信教育の学生である | 6 |
| 8 | 虐待・DV | 虐待・DV | 虐待・DVを受けている、又は受けるおそれがある | ※ |
| 9 | その他 | その他 | 保育が必要な事由に類するとして市長が認める状態にある場合 | ※ |

調整点一覧

| 番号 | 世帯の状況 | 点数 | |
|----|--|--------------|---|
| 1 | ひとり親家庭、かつ祖父母等と同居していない | 2 | |
| 2 | ひとり親家庭、かつ祖父母等と同居していない状態で、当該ひとり親が求職活動中 | 1 | |
| 3 | 生活保護受給世帯 | 1 | |
| 4 | 父母のいずれかが単身赴任等で遠方におり、かつ祖父母等と同居していない | 2 | |
| 5 | 父母のいずれかが単身赴任等で遠方におり、かつ祖父母等と同居していない状態で、児童を育児する父または母が求職活動中 | 1 | |
| 6 | 利用希望日より1ヶ月以内に産後休暇・育児休業から復帰する。 | 2 | |
| 7 | 申請児童が障害者手帳または療育手帳を所持している場合、もしくは特別児童扶養手当を受給している | 1 | |
| 8 | 父母以外の18歳以上65歳未満の同居者が、無職又は基本指数6番に該当する場合 | -2 | |
| 9 | 小規模保育施設等を利用しており、3歳児以上の受け入れがなく、進級に際して転所を申請している場合 | 3 | |
| 10 | 父母のいずれかが市内の教育・保育施設(認可外保育施設は除く)において保育士、保育教諭、子育て支援員として就労している又は、利用希望日より1ヶ月以内に就労するか、産後休暇・育児休業から復帰する者。(調整点6番との重複加点はしない) | 保育士、 保育教諭 | 3 |
| | | 子育て支 援員 | 2 |

同点になった場合の優先順位をつける基準

| | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 申請児童の兄弟姉妹が、当該施設に在籍している。 |
| ② | 申請児童が多胎児である。 |
| ③ | 認可外保育施設を利用している。 |
| ④ | 兄弟姉妹で別々の施設を利用しており、同じ施設を利用する為の転所希望の場合。 |
| ⑤ | 勤務地が遠方である。 |
| ⑥ | 児童を保育可能な親族が近辺にいない。 |
| ⑦ | 就労日数が多い。 |
| ⑧ | 利用希望日から起算して待機期間が長い。 |
| ⑨ | 就労中と就労内定での同点選考となった際は、就労中を優先する。 |
| ⑩ | 申請児童が第3子である。 |

基本指数および調整点についての備考

- 原則、父母それぞれの点数の合算を、申請児童の基本指数とする。
- ひとり親家庭については、当該ひとり親の点数と10点の合算を、申請児童の基本指数とする。
- 複数の条件に該当する場合は、各々について点数の高い方の条件で算定する。
- 父母がいない場合は、その他の保護者で算定する。
- 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。
- 基本指数に基づいて点数をつけるとともに、調整点一覧に該当するものがあれば、それぞれ同表に掲げる調整点で加点又は減点を行うものとする。
- 同点となった場合の優先順位は、主に①から⑩までに掲げた基準により総合的に判断するものとする。
- 上記以外に児童福祉の観点から緊急度が高いと認められる場合は、適宜調整を行うものとする。
- 連携施設の利用は、支給認定を受けていれば最優先とする。
- 調整点10番中における子育て支援員とは、子育て支援員研修において地域保育コース(地域型保育)の研修を修了したものをいう。